

インターネットによる保険等関係実績データ公表事例について

はじめに

本調査は、保険等関係実績データをインターネットにより公表している事例についての調査を行うものである。

本調査においては、原則として、①保険等の実績についてのデータの公表事例であること、②制度全体についての実績データの公表事例であること、③公表の方法としてインターネットを用いている事例であること、の3つの条件をみたす事例について対象とする。

①については、本調査においては、保険等の実績そのものについてのデータの公表事例を対象とする。ただし、保険等の実績についてのデータとならんで、保険等の対象となる事象についてのデータ、関係者の意識調査の結果などのデータが公表されている場合には、これらのデータについてもあわせて言及する場合がある。

②については、本調査においては、個別の保険等機関についての実績データではなく、一国ないし一地域全体における特定の保険等制度についての実績データの公表事例を対象とする。ただし、イギリスについて、新築住宅の8割程度について保証を行っている機関の実績データの公表事例について取り上げるといったように、例外的に、個別の保険等機関についての実績データの公表事例を取り上げる場合がある。

③については、一般的にいえば、データの公表の方法はインターネットに限られるものではなく、むしろ、従来は、冊子の発行などの方法が中心であったと考えられるが、本調査においては、公表の方法としてインターネットを用いている事例に限定して対象とする。これは、冊子の発行による公表と比較して、インターネットによる公表は、情報へのアクセスの容易性という点においてすぐれていると考えられることによるものである。¹

なお、本調査は、上記の条件に該当する事例のうち数例について取り上げるものであって、上記の条件に該当するすべての事例を対象とするものではない。

本調査は、平成25年度に、保険等関係のウェブサイトを開覧することより実施した。

1 損害保険について

損害保険については、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトに、多様な実績データが掲載されている。

¹ このアクセスの容易性については、インターネットを利用できる環境にあり、かつ、利用するためのスキルを有していることが前提となるが、インターネットの普及に伴い、すくなくとも日本においては、この前提が満たされている状況が相当程度一般的にみられるようになってきていると考えられる。

(1) 「ファクトブック」

これらの実績データの概要をまとめたものが、「ファクトブック」である。「ファクトブック」は、毎年発行されており、現在、「ファクトブック2004」から「ファクトブック2013」までの10年分がインターネットで閲覧できる。²

最新版の「ファクトブック2013 日本の損害保険」³は、全94ページである。

保険についての実績データとしては、協会会員会社ベースで、保険料・保険金（合計、保険種目ごと）、損益の状況（損害率、事業費率、利益）、資産の状況が掲載されている。

また、自動車保険、火災保険、地震保険といった主要な保険種目について、それぞれの保険種目の特性などに応じ、契約件数（地震保険）、加入率（自動車保険、地震保険）、主な風水害等による保険金支払例（火災保険）、主な地震による保険金支払例（地震保険）などのデータが掲載されている。

営業体制に関しては、日本国内で損害保険業を営む国内会社・外国会社の一覧、国内会社・外国会社合計での全国の代理店実在数・募集従業者数が掲載されている。

さらに、保険についての実績データのみならず、**保険の対象となる事象に関するデータ**も掲載されている。交通事故の発生件数・高額判決例（自動車保険関係等）、主な風水害（火災保険関係）、主な地震噴火災害（地震保険関係）などである。

これらのデータのみならず、「ファクトブック2013 日本の損害保険」には、保険法・保険業法等の損害保険に関する主な法律の概要、主な保険商品の概要、消費者保護の仕組み、個人情報保護の取組み、協会の活動（損害保険の普及啓発・理解促進、契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決、損害保険業の業務品質の向上、損害保険業の基盤整備、事故・災害・犯罪の防止・軽減、研修・試験・認定等）などが紹介されており、日本における損害保険について概観することのできる資料集となっている。

なお、主要な実績データなどを抽出して取りまとめた英語版 **Fact Book 2012-2013 General Insurance in Japan**（全20ページ）も、同協会のウェブサイトで閲覧できる。⁴

(2) 「ファクトブック」以外の実績データ公表

「ファクトブック」以外にも、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトには、会員各社の決算概況、会員各社の貸借対照表、損益計算書、資金運用状況、運用資産利回りの集計などが掲載されている。⁵

また、「ファクトブック」に掲載されているデータ項目のうち相当数については、経年推移などのより詳細なデータが協会のウェブサイトに掲載されている。⁶

さらに、協会の「そんぽADRセンター」の**相談・苦情・紛争対応の実績データ**や**苦情・紛争対応の事例**を四半期ごとに取りまとめた「そんぽADRセンター統計号」が、協会のウ

² <http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/sonpo/0003.html#archive>

³ http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/sonpo/pdf/0003/no_2013/fact2013.pdf

⁴ <http://www.sonpo.or.jp/en/publication/pdf/fb2013e.pdf>

⁵ <http://www.sonpo.or.jp/archive/statistics/gaikyou/index.html>

⁶ <http://www.sonpo.or.jp/archive/statistics/> 内に掲載されている。

ウェブサイトで見ることができる。⁷

これらウェブサイトに掲載されている統計データの一覧が、「ファクトブック 2013 日本の損害保険」92-93頁に掲げられている。

2 生命保険について

生命保険については、社団法人生命保険協会のウェブサイトに、多様な実績データが掲載されている。

(1) 「生命保険の動向」

これらの実績データの概要をまとめたものが、「生命保険の動向」である。現在、協会のウェブサイトには、「2013年版 生命保険の動向」が掲載されている。⁸

「2013年版 生命保険の動向」は、全29ページであり、協会加盟会社ベースで、**保険についての実績データ**が示されている。

契約動向については、保険の種類別の新(規)契約・保有契約の件数・金額、年換算保険料の額、解約・失効の金額・率が掲載されている。さらに、個人保険については、男女別(新契約)・年齢層別(新契約)・都道府県別(新契約・保有契約)のデータも示されている。

損益の状況については、収入保険料、保険金等支払金、資産運用損益、事業費、利益の状況が掲載されている。

資産の運用については、総資産の額および構成(有価証券・貸付金・有形固定資産など)、有価証券の内訳(国債・地方債・社債・株式・外国証券など)、貸付金の内訳、リスク管理債権額、有形固定資産のうち不動産の額が掲載されている。

負債および純資産については、負債の内訳(責任準備金など)、純資産の内訳(資本金、資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額など)が掲載されている。

営業体制については、登録営業職員数、代理店数、代理店使用人数が掲載されている。

このように、「生命保険の動向」は、データ集の色彩が濃いものとなっており、協会としての取組は、協会ウェブサイト内の他のページで紹介されている。⁹

なお、主要な実績データなどを抽出して取りまとめた英語版 **Life Insurance Business in Japan 2012-2013** も、同協会のウェブサイトで見ることができる。¹⁰ 英語版は全45ページであり、主要な実績データのほか、制度改正などのトピックス、協会の概要や活動状況なども掲載されている。

(2) 「生命保険の動向」以外の実績データ公表

⁷ <http://www.sonpo.or.jp/archive/statistics/adr/index.html>

⁸ <http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/pdf/all.pdf>

⁹ <http://www.seiho.or.jp/activity/> 内に掲載されている。

¹⁰ <http://www.seiho.or.jp/english/publication/2012/pdf/2013.pdf>

さらに詳細な実績データが、「生命保険事業概況」として協会のウェブサイトに掲載されている。¹¹

「生命保険事業概況」には、年次統計、四半期統計、月次統計があるが、最新の年次統計である平成24年度（2012年度）分では、次のような項目についての実績データが掲載されている。

契約状況については、保険種類別契約高、災害・疾病給付特約、契約成績一覧表（異動項目別）、地方別統計表、年齢階層別・男女別統計表、事業成績一覧表（保障機能別）が掲載されている。

収支状況については、損益計算書、保険料明細表、年換算保険料の状況、利息及び配当金等収入明細表、保険金・年金・給付金明細表が掲載されている。

資産・負債状況については、貸借対照表、有価証券明細表、貸付金明細表、資産別運用利回りが掲載されている。

これらの中には、「生命保険の動向」に掲載された項目についてさらに詳細な実績データを提供するもののみならず、「生命保険の動向」に掲載されていない項目についての実績データを提供するものがある。

3 住宅瑕疵担保責任保険等について

(1) 沿革

平成11年に制定され、平成12年に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（「住宅品質確保法」）は、新築住宅のうち「構造耐力上主要な部分」と「雨水の浸入を防止する部分」について、請負人・売主の10年間の瑕疵担保責任を強行規定として定めているものの、その履行の裏付けとなる資力については特段の定めのない状況であった。

こうした中で、平成17年に構造計算書偽装問題が発覚し、新築住宅の売主であるディベロパーが倒産することにより、瑕疵担保責任が履行されず、住宅購入者が既存の住宅ローンに加えて新たな負担を抱えるという事態が生じ、大きな社会問題となった。

このような事態の発生を受け、平成19年5月、新築住宅を取得する消費者の利益の保護と円滑な住宅供給を図る観点から、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（「住宅瑕疵担保履行法」）が制定された。

「住宅瑕疵担保履行法」では、住宅を新築する建設工事を請け負う建設業者および自ら売主となって新築住宅を販売する宅地建物取引業者に対して、保証金の供託または住宅瑕疵担保責任保険への加入を義務づけている。これにより、「住宅品質確保法」の規定により建設業者および宅地建物取引業者が負う新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行のための資力の確保を図っている。¹²

¹¹ <http://www.seiho.or.jp/data/statistics/summary/> 内に掲載されている。

¹² 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の制定の背景・経緯などについては、住本靖ほか「逐条解説住宅瑕疵担保履行法」（ぎょうせい 2007）3-19頁により記述した。

なお、同法の施行前は、任意の制度として、住宅保証が提供されていた。

(2) 保険利用等の状況

「住宅瑕疵担保履行法」により、新築住宅を引き渡した建設業者および宅地建物取引業者は、年2回の基準日（毎年3月31日、9月30日）ごとに、供託・住宅瑕疵担保責任保険への加入の状況について、許可・免許行政庁（国土交通省または都道府県）に届け出ることが義務づけられている。

この届出の状況は、国土交通省により取りまとめのうえ公表されており、国土交通省のウェブサイトで閲覧することができる。¹³

この公表資料においては、引き渡された新築住宅の戸数、新築住宅の引渡しを行った事業者数、供託・住宅瑕疵担保責任保険それぞれを利用した新築住宅戸数・事業者数が、建設業者と宅地建物取引業者に分けて掲載されている。

(3) 紛争処理等の状況

住宅瑕疵担保責任保険に係る住宅を含む住宅に関する紛争処理に関する実績データが、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにより公表されている。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、住宅相談、住宅紛争処理に関する業務を行っており、年度ごとの実績データが取りまとめられてインターネットにより公表されている。¹⁴

最新の年度実績データは2012年度のデータであり、概要が「住宅相談と紛争処理の状況 CHORD REPORT 2013」¹⁵として取りまとめられるとともに、より詳しいデータが「住宅相談統計年報2013 2012年度の住宅相談と紛争処理の集計・分析」¹⁶、「住宅相談統計年報2013 資料編 2012年度の住宅相談と紛争処理に関する集計データ」¹⁷として取りまとめられている。

これらの資料集において取りまとめられているのは、「電話相談」、「専門家相談」、「住宅紛争処理支援」などに関する実績データである。

これらのうち、「電話相談」は、新築等住宅に関する相談とリフォームに関する相談に分けて取りまとめられている。

「専門家相談」は弁護士会と連携して実施されており、弁護士と建築士による専門家相談（対面相談）である。「専門家相談」は相談対象が限定されており、「建設住宅性能評価書が交付された住宅」と「住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅」の取得者・供給者、および住

¹³ 直近の基準日である平成25年9月30日における状況については、以下に掲げるページに掲載されている。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000494.html

¹⁴ <http://www.chord.or.jp/tokei/tokei.html> 内に掲載されている。

¹⁵ http://www.chord.or.jp/tokei/pdf/chord_report2013.pdf。

なお、2013年度上半期の動向も、http://www.chord.or.jp/tokei/pdf/chord_doukou201304-09.pdf において公表されている。

¹⁶ http://www.chord.or.jp/tokei/pdf/soudan_web2013.pdf

¹⁷ http://www.chord.or.jp/tokei/pdf/soudan_shiryou_web2013.pdf

宅リフォーム工事の発注者・発注予定者である。¹⁸

「住宅紛争処理支援」は、指定住宅紛争処理機関（全国52弁護士会）が行う紛争処理を支援する業務であり、対象は「建設住宅性能評価書が交付された住宅」と「住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅」である。¹⁹

データの項目としては、「電話相談」については相談件数、相談者の属性、住宅の形式・利用関係・構造種別、相談内容など、「専門家相談」については実施件数、住宅の形式、相談者の属性、相談内容・助言内容など、「住宅紛争処理支援」については申請受付件数、申請人内訳、紛争処理手続種別、終結状況、紛争処理の内容などである。これらの項目のうち、一部の項目については、「住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅」が区分して集計されている。

（４）事業者の状況

「住宅瑕疵担保履行法」により「住宅瑕疵担保責任保険」が設けられる前に、任意の制度として、住宅保証が提供されていた。住宅保証は複数の法人により提供されていたが、このうち、財団法人住宅保証機構においては、平成17年度に、住宅保証に係る登録業者から抽出した者を対象としてアンケート調査を実施しており、その結果が、「平成17年度工務店経営実態調査報告書」としてインターネットにおいて公表されている。²⁰

データの項目は、回答者の法人形態・資本金・所在地・設立年・経営者の属性・業務内容・事業規模・事業実績、経営の現状と今後の見通し、戸建注文住宅の業務方法、顧客への対応、リフォーム工事の取組みなどであり、中小の住宅建設業者を中心に、住宅生産の実態についての詳細なデータが公表されている。

4 外国の住宅保証等について

諸外国においても、住宅保証等についての取組が進められている。ここでは、これらに関する実績データのインターネットによる公表の事例として、保険加入が義務づけられているカナダ ブリティッシュ・コロンビア州の例と、早くから住宅保証制度が発達してきたイギリスの例を取り上げる。

（１）ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）

1999年7月以降、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州では、新築住宅について、保

¹⁸ 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅相談と紛争処理の状況 CHORD REPORT 2013」3頁

¹⁹ 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅相談と紛争処理の状況 CHORD REPORT 2013」7頁

²⁰ <http://www.housing-warranty.jp/material/koumutenchosa.pdf>。なお、平成12年度に実施された調査の結果の概要も、<http://www.housing-warranty.jp/material/koumuten.html> において公表されている。

険加入が義務づけられている。²¹

この**保険についての実績データ**がインターネットで公表されている。British Columbia Housing Management Commission ‘Annual Report 2012/13’²² p44 には、保険に加入した新築住宅数が記載されている。また、Homeowner Protection Office の統計のウェブページ²³には、保険金請求に関する実績データが掲載されている。

Homeowner Protection Office の調査結果のウェブページには、**消費者、関係事業者の意識等に関する調査結果**も掲載されている。

たとえば、Consumer Survey Results 2008²⁴ においては、保険付き住宅の購入を検討している者を対象とした調査の結果として、強制保険についての認知度、保険についての満足度、保険の重要性についての判断、住宅建築業者の免許制についての認知度と重要性についての判断、州政府の役割への期待などに関する調査結果が記載されている。また、保険付き住宅を所有している者を対象とした調査の結果として、保険に加入していることについての認知度、保険についての満足度、住宅建築業者が免許を必要とすることについての認知度、保険が住宅取得の判断にあたえた影響、住宅建築の質についての満足度、住宅についての問題点の有無、州政府の役割などに関する調査結果が掲載されている。

2012 Survey of Licensed Residential Builders Summary of Results²⁵ においては、免許を受けている住宅建築業者を対象とした調査の結果として、免許制度についての満足度、保険制度についての満足度、法適合への努力、教育訓練などに関する調査結果が掲載されている。

(2) イギリス

イギリスでは、法律上は新築住宅の住宅保証が義務づけられてはいないものの²⁶、新築住宅の約8割は、NHBC (National House-Building Council) の10年間保証 Buildmark を受けているとされている。²⁷

NHBC から、**保証についての実績データ**などが公表されている。

NHBC ‘Annual Review 2012/13’²⁸ においては、登録業者数、年間付保住宅数、保証対象住宅数、年間支払保証金額、紛争解決状況、財務状況などの実績データや、請求者の評価についてのデータが掲載されている。

また、NHBC ‘NHBC Annual New Home Statistics Review 2013’²⁹ においては、NHBC

²¹ Homeowner Protection Office ‘Guide to Home Warranty Insurance in British Columbia’ 2013 p5

²²

<http://www.bchousing.org/resources/About%20BC%20Housing/Annual%20Reports/2013/2012-13-Annual-Report.pdf>

²³ <http://www.hpo.bc.ca/statistics>

²⁴ <http://www.hpo.bc.ca/files/download/Report/ConsumerSurvey2008.pdf>

²⁵ <http://www.hpo.bc.ca/files/download/Report/BuilderSurvey2012.pdf>

²⁶ Organization for Housing Warranty Japan ‘Housing & Home Warranty Programs World Research’ September 2005 p102

²⁷ NHBC ‘Annual Review 2012/13’ p11

²⁸ <http://www.nhbc.co.uk/NHBCPublications/LiteratureLibrary/AnnualReviews/filedownload.53230.en.pdf>

²⁹ <http://www.nhbc.co.uk/NewsandComment/Documents/filedownload.54854.en.pdf>

の登録住宅の地域別、公共・民間別、住宅形式別データ、新築住宅購入者の年齢階層別データが掲載されている。

おわりに

以上のように、保険等についての実績データについては、①保険等の契約に関する実績データ、②保険等を利用する事業者の登録に関する実績データ、③保険等の収益や資産運用に関する実績データ、④営業体制に関する実績データ、⑤紛争処理に関する実績データについて、インターネットにより公表されている事例がみられた。

また、保険等そのものについての実績データに限らず、⑥保険等の対象となる事象に関するデータ、⑦消費者や関係事業者の意識、関係事業者の業務展開の動向などに関するデータについても、インターネットにより公表されている事例がみられた。

これらは、保険等制度の運営の動向のみならず、保険等の対象となる事象や関係者についても、他では得難いデータをひろく社会全体に提供するものであり、保険等制度と、その対象となる事象などについての社会全体の理解を深めることに資することになるものと考えられる。

(2014年(平成26年)3月)